

会議録

会議の名称	平成２８年度第４回行田市子ども・子育て会議	
開催日時	平成２９年３月３０日（木） 開会：午後３時３０分 閉会：午後５時１５分	
開催場所	行田市産業文化会館第二会議室	
出席者（委員） 氏 名	馬橋正芳、清水与志雄、斉藤博美、木村千恵、桑原宏安、 望月昌幸、蓮沼義典、堀内 規、松島 弘、堀内由紀	
欠席者（委員） 氏 名	吉野 豊、小山貴司、横田康介、馬場恵喜子、吉井和枝	
事務局	子ども未来課満井課長、上野子ども未来推進幹、吉田主幹、 芹澤主査、須賀主査	
会議内容	１ 開会 ２ 議事 議題１ 特定地域型保育事業の認可について ３ 閉会	
会議資料	（資料名・概要等） ◎机上配布資料 次第 資料１ 行田市子ども・子育て会議委員名簿 資料２ 特定地域型保育事業の認可について 資料３ 行田市子ども・子育て会議の位置づけ・役割について	
その他必要事項	傍聴人１人	
会議録の確定	確定年月日	主宰者記名押印
	平成 年 月 日	⑩

発言者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
馬橋会長 事務局	1 開会（午後３時３０分） （挨拶） 欠席者５名及び傍聴人１名の確認
馬橋会長	2 議事（特定地域型保育事業の認可について） 特定地域型保育事業の認可に関する説明が事務局より行われた。 委員の皆様から意見をお聞きしたい。
清水副会長	「こどものみらい園の定員について意見をお聞きしたい」とのことであるが、この会議は、行田市全体の定員をどうするのかについて意見を述べる会議だと考える。前回の子ども・子育て会議でも意見を申ししたが、子ども・子育て会議の役割の確認が先ではないか。
事務局 清水副会長	副会長のご指摘については、次第「その他」で説明する予定であった。資料３「行田市子ども・子育て会議の位置づけ・役割」の２ページをご覧ください。 行田市子ども・子育て会議の役割は、 （１）市長が定める特定教育・保育施設（認定子ども園・幼稚園・保育園）の利用定員の設定に対して意見を述べること。 （２）市長が定める地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）の利用定員の設定に対して意見を述べること。 （３）行田市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度予定）の策定や、変更に対して意見を述べること。 （４）行田市の子ども・子育て支援に関する総合的かつ計画的な推進についての調査審議を行うこと。 となっている。本日、委員の皆様にお集まりいただいたのは、（２）地域型保育事業の利用定員設定についての意見をいただきたいためである。 利用定員については、行田市子ども・子育て支援事業計画策定時に調査をして、意見を述べるべきである。条例の趣旨では、埼玉県と協議しているときに会議で意見を聴くべきであり、施設を建ててしまってからでは意

望月委員	味がない。 若葉保育園にこどものみらい園についてお聴きしたところ、寝耳に水であると話していた。また、若葉保育園だけでも、十分地域の保育ニーズを満たす能力はあるということであった。 そのような状況であれば、保育所を新たに建設する必要はないのではないか。児童福祉法でも当事者の意見を聴かなければならないこととなっているが、若葉保育園の話では「決めました。よろしくお願いします。」とのことなので、順序が逆と思う。 こどものみらい園ができることについて、うわさでは聞いていたが、当初は違う場所に建てられると聞いていた。副会長のご指摘のとおり、順番が違うのではないかと。子ども・子育て事業計画に基づいて会議を行うのが大前提である。 また、若葉保育園長は、行田市は待機児童ゼロと発表しているにも関わらず、なぜ保育施設を新たに建設するのかと、強い口調で言っていた。 利用定員枠を広げたいというのであれば、行田市に待機児童がいることが第一で、次に重要なのが地域性である。保育ニーズを必要とする地域に保育施設を建設するのが大原則と思うが、こどものみらい園から若葉保育園までは500mも離れていないところにある。 若葉保育園は、歴史もあり、地域に根ざした保育所であり、地域の方が入園する保育園である。そのような地域に新しい保育所をつくるのはいかなものかと考えている。 この会議に諮る場合は、行田市には待機児童がいるので、事業計画にある定員数を変更しましょう。そのような中で新しい保育所をつくりたい方がおり、地域性はどうか、行田市が予想するニーズはどれくらいなのか、という流れにすべきである。 施設が建ち、県の許認可も終了しており、既に入所者も決定している中でこの会議となっている。
清水副会長	コンプライアンスがおかしい。手続きが守られていないという理由で反対である。
事務局	子ども・子育て会議は、あくまで委員の皆様のご意見をお聴きする場なので、委員の皆様のご意見を聴かせていただきたい。
清水副会長	通常の会議なら、議事録の承認が最初にあるべきだが、この会議では一

望月委員	度もしたことがない。議論をしても委員の意見が反映されないのであれば、会議を開催する意味がない。
事務局	なぜこの地域に建設することとなったのか。調査結果を聞きたい。 地域ごとの保育需要データは持ち合わせていない。 市としては、行田市全体の保育需要で対応しているのが現状である。行田市の待機児童はゼロであるが、0～2歳の潜在的な需要はあると考えている。また、待機児童数の数え方については国でも検討している。 特定の保育所を希望しており、その保育所が空くまで待っている人のことを考慮すると、隠れた待機児童は確かにいる。地域を含めた保育ニーズを把握し、どこに建設するのかを行政で決めることができれば理想的であるが、あくまで法人が適切な場所を確保して整備していくことになる。 市としては、0～2歳の保育ニーズに対応したいと考えている。
望月委員	何人定員を増やす必要があるのかについて説明がされていない。制度的には保育所の隣に保育所をつくることは拒否できないが、若葉保育園のことを考えるとあまりに対応がひどい。
清水副会長	若葉保育園長は、地域の保育ニーズに対応できると言っており、前回の定員の変更は若葉保育園からの話ではないとのことであった。 若葉保育園は、財団法人が設立した珍しい保育所だが、埼玉県から「財団法人の法律事務が出来ない」という理由で社会福祉法人の移行要請があったため、平成26年にそれをはじめたという話であった。 行田市から「定員を減らしてほしい」と話があり、定員を減らす手続きをしたようである。この対応は、現行の法律とあわせて定員を変更したものと思うが、前回の会議において、定員以上の児童を預かることができるという説明であった。 また、若葉保育園を希望している保護者がいるのにもかかわらず、行田市が他の保育所に割り振っているという話があると聞いている。「認可の要請があったから認める」という対応では、行田市の子育て支援に何の展望もないと思う。 こどものみらい園に関する配布資料について、部屋数などが掲載されていないので意見が述べられない。手続きを無視しているということで反対するしかない。こどものみらい園に対しては何も意見はないが、行田市の認可行政の考え方がおかしいということで反対である。

事務局	若葉保育園に近い場所にできることは承知しているが、園の近くにあるという理由で認可しないことはできない。もちろん、若葉保育園にはこれからも立派な保育を提供していただきたいと思っている。
清水副会長	事務局から「地域ニーズは把握していない」「隠れ待機児童がいる」との説明があったが、地域調査もしておらず、論理的な根拠がなく、漠然とした保育ニーズがあるといっているだけである。
事務局	事務局としては、市全体の保育の提供を考えており、清陵会が土地を探し、結果として若葉保育園の近くを選んだものである。 現在、0～2歳児で43人のお子さんが希望の保育所に入れず「保留」となっており、その年齢の保育ニーズに対応したいと考えている。そうした中で今回、小規模事業所の建設となった。認可に向けて動いており、その中で子ども・子育て会議で意見を聞くことになっている。
清水副会長	手続きの不備ということで反対している。市は、市全体の保育需要を調査しておらず、市は必要があるから認めろといっているだけである。 意見を言わなければいけないのに十分な資料がない状態である。
松島 弘委員	以前、男女共同参画の委員をしていたが、会議の前に議事録が送られてきていた。清水副会長の意見に同感で、保育所をつくりたいという要望があった段階でわれわれが意見をいうのが本来ではないか。 また、行田保育園はどこにあるのか。
清水副会長	見沼中学校の近くにある。園児用の送迎バスを用意しているということだが、見沼中学校の近くまでいくのは大変だ。 児童福祉法第34条の15第4項では当事者の意見をきくことになっているが。
事務局	子ども・子育て会議が児童福祉法第34条の15第4項の当事者と認識している。保育所以外の子育て支援についても広く意見を聞くということで子ども・子育て会議を設置している。
清水副会長	児童福祉法第34条の15第4項の当事者はわれわれではない。子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法に基づくものだ。
事務局	事務局としては、子ども・子育て会議が児童福祉法第34条の15第4

	項の当事者と認識している。
馬橋会長	委員の皆様から順番に意見をお聞きしたい。
斉藤委員	新しい保育所をつくることはありがたい。新しい保育所をつくりたいという話があったときに、市では地域についてどういう議論があったのか。
木村委員	定員 19 人が多いのか少ないのか分からない。部屋の大きさ、先生の数、児童一人当たりの平米数がないので分からない。
桑原委員	認可を予定しているということだが、前回の会議ですべて終わってしまったのか。
清水副会長	前回の会議では情報提供をただけである。
望月委員	希望の保育所に入れない児童が 43 人いるという話しはおかしいのではないか。保護者は第 5 希望まで保育所を記入できるので、入所調整後の人数を言うべきだ。第 1 希望の保育所に入れないからもっと定員を増やすべきというのはおかしい。 前回の会議で、清水副会長が「若葉保育園に意見はないか」と聞いたときに、事務局は「特に意見はありません」といっていた。そのときは、事務局が若葉保育園に意見を聞いた上で「意見がない」といっていたのだと思っていた。しかし、事務局は若葉保育園に意見を聞く必要がないという考えであった。事務局が大変なのも分かるが正直に話していない。
蓮沼委員	意見を求められても、配布資料からだけでは保育所の規模も分からないので意見は言えない。
堀内委員	定員 19 人がいいのか、この資料だけ見てもわからない。4 月 1 日から始まるのでは時間がない。もし会議で少なくするべきだといってもそれが反映されないのでは意味がない。清水副会長の言われるとおりの意見を言える時間がほしい。
松島委員	定員 19 人でいいのか判断できない。出発点が違っていたのではないのか。
堀内委員	資料不足で判断できない。事後承認の会議を開くのは非常に残念であ

	る。私達委員はただ反対をしたくて集まっているわけではなく、よりよい子育て環境を作るために意見を述べたいと思って集まっている。前回の議事録を用意するなどしてほしい。
清水副会長	法に基づいた会議なので法に基づいて実施してほしい。コンプライアンス違反ということで反対である。立派な建物が出来たかどうかは関係なく、認可するプロセスの問題であり、認可をするならどうぞとしか言えない。
事務局	子どものみらい園について、当初、商工センターの近くで場所を探していたが、折り合いがつかず現在の場所となった。 先ほどの４３人は、第一希望の保育所等に入所できなかった人数ではなく、入所調整後の人数である。
清水副会長	入所できない児童はどうしているのか。
事務局	「どこの保育所でもいいので入所したい」を希望する方については、空きのある保育所をご紹介しているが、それ以外の方は祖父母に子どもを預けたりしていると思う。
清水副会長	それは保育を必要とするという要件に入らないの。
事務局	そのような方は待機児童にはならない。
斉藤委員	４３人の方が入所していないのは保育所の場所の問題で、自宅から遠い保育所に預けて職場に行くのは厳しいと思う。 市は、なぜ空いている保育所に入らないのか聞いているのか。
事務局	第１希望から５希望を書いてもらう際に、たとえば通勤経路にあるなどの理由を書いてもらっている。家の近くの保育所よりも通勤経路にある保育所を希望する人もいるため、地域ニーズを把握するのは難しい。
清水副会長	１０年後、２０年後の保育ニーズは誰にも分からない。１０年後、２０年後の子育て環境を考えるのがこの会議の役割であり、要請があったから認めるのでは会議の意味がない。

望月委員	自宅に近い保育所を選ぶ人、通勤経路に近い保育所を選ぶ人もいれば、職場は反対側だがそれでも通いたい保育所を選ぶ人もいるのが現状である。去年入れなかった人の保育ニーズを調べ、どこにつくるのか決めるのが本来のやり方で、法人がどこにつくりたいかを決めるのは違うのではないか。
事務局	判断材料が少ないということについては大変申し訳ない。今後はこのようなことがないようにしたい。
馬橋会長	認可の条件は満たしているのか。
事務局	満たしている。
清水副会長	この会議は、行田市全体の定員を管理するべきで、一保育所の定員を話す会議ではない。10年後、20年後の子育て支援について議論すべきである。 今後、ドーナツ化現象で子どもがいないという事態も想定できるので、小学校を建てる際に老人ホームへ転用できるような対応も考えるべきである。 そのような大きな視点で話す会議とすべきで、市の追認をすればいいだけならば意見を聞く必要はない。
望月委員	法律的には、若葉保育園の隣に保育所をつくるからといって若葉保育園に意見を聞く必要はない。行田市の人口が減る中で若葉保育園とこどものみらい園がどうなっていくのか。若葉保育園の意見を聞く必要はないし、認可するしかないが、それでもあまりにも近すぎるのではという話はすべきだった。 保育所の園長会議でも2月に準備が出来たのでと話があった。そのときいまさらなんだと若葉保育園長は思っていた。市は制度的に認可をしているだけなので保育所の意見は関係ないというお話だった。
松島委員	市内に新興住宅地ができ、小さいお子さんが増えたから、ここに新しい保育所をよろしく願いますと行政がいつていく時代なのか。
望月委員	市の条例では、新しい保育所を既存の保育所の1km以内につくっては

	いけないという決まりはない。国は、待機児童の多い大都市のほうを主眼にしており、道路の反対側に新しい保育所をつくることも可能である。 規制する条例や指導があってもよかったのではないかと思う。
清水副会長	指導には反対である。 児童福祉法第34条の15第4項が子ども・子育て会議であるというお話だったが、
望月委員	児童福祉法第34条の15第4項が子ども・子育て会議である。子ども・子育て会議がないところでは児童福祉審議会がかわりをしているところもある。
清水副会長	保育所の協議会に説明は必要なのか。
望月委員	説明は求められていない。児童福祉法の当事者とは保育所が何百もある地域を考えているのではないか。
清水副会長	子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法に基づいた会議ではないのか。PDCAサイクルがうまくいっているのかの確認もこの会議の役目だ。 学童保育室のアンケートの事後評価もこの会議の役割だ。どういう反響があったのか議題にあがっていないのはおかしい。 学童保育室から撤退した法人もあるが、これはアンケートをした結果なのか。学童保育室の委託を受けている法人のためにもなるアンケートではなかったのか。
斉藤委員	話を元に戻して、わたしが事務局に聞いた話では、4月に保育所新設の話が出てきて、9月15日に地域住民を集めての説明会があり、10月に保育所建物の指名競争入札、11月に工事開始、そして1月13日にこの会議で初めて保育所新設の話があった。 住民説明会の内容、参加者、どのような意見が出たのかお聞きしたい。
事務局	清陵会が園長先生、事務長先生、事務員の3人、市が子ども未来課長、子ども未来推進幹、担当主査の3人、住民は確か5人である。
斉藤委員	周知方法は。
事務局	大手町自治会の人に清陵会が周知した。清陵会が説明会を行い、市はオブザーバーとして出席した。

齊藤委員	内容は。
事務局	施設の規模や、定員、自動車での送迎への懸念などご迷惑が掛からないよう配慮することを説明した。
齊藤委員	地域の人の意見は。
事務局	保育所をつくるのはいいことなので、ぜひ進めてほしいという意見もあった。
齊藤委員	保育所の建設が始まってからではなく、地域住民説明会の前にこの会議で説明すべきだったのでは。
事務局	保育所を迷惑施設といわれ設立できなかった事例もあり、地域住民説明会で反対される可能性もあったため、会議での説明は1月になってしまった。今後は順番を改善していきたい。
望月委員	認可ありきで話が進んでいる。ニーズを調査した結果、必要量が足りないからという話からはじめるべきではないか。若葉保育園の気持ちをいえるのはわたしだけなので今日はいろいろ言わせてもらった。
清水副会長	市は若葉保育園の定員を減らしたいといっているが、わたしが若葉保育園に聞いた話では希望者がいても市が減らしてしまうといっていた。 これが原因で保育士の賞与の支払いが滞ったと聞いてびっくりした。それなのに新しい保育所をつくってどうするのか。ニーズがあるという根拠のない話を聞いても説得力がない。50年先には保育所はつぶれていくかもしれないのになぜ増やすのか。それぞれの保育所が成り立つようにしてもらいたい。保育所に競争原理を持ち込むのはよくない。地域のニーズにこたえるべきだ。
望月昌幸委員	昔は保育所に距離の制限があったが撤廃された。今は自動車の時代なので地域性は減った。うちの保育所が好きで市外から来る人もいる。また、働くためにどこの保育所でもいいという人もいる。 議事録をいつまでに上げるのか約束して欲しい。たとえば4月中はどうか。4月中に委員に郵送してほしい。

馬橋会長	4 月中に委員に郵送するという事でよろしいか。
事務局	はい。
馬橋会長	委員の皆様の貴重な意見を基に事務局においては今後の手続きを進めてほしい。以上で本日の議題は終了する。
事務局	「その他」で資料3 行田市子ども・子育て会議の位置づけ・役割を説明する予定だったが先ほど説明したので、疑問があれば後日お問い合わせいただきたい。
清水副会長	アンケートの結果、学童保育をやめた法人があったが市の条例は変わるのか。
事務局	学童保育室を委託する法人が変わっただけなので、条例変更はない。
	3. 閉会（午後5時15分）